

日本化粧品工業連合会表示名称作成ガイドライン

(平成14年2月27日)

日本化粧品工業連合会

「日本化粧品工業連合会表示名称命名法通則」の改定について

平成10年7月に発表された厚生省（現厚生労働省）の「化粧品規制の在り方に関する検討会」の最終とりまとめにおいて、化粧品の全成分表示制度の導入が提言されるとともに、「成分表示の名称リストは業界団体（日本化粧品工業連合会）が作成する。」及び「新規成分の名称は企業の申請等に基づき業界団体（日本化粧品工業連合会）が定期的に決定し追加公表する。」と明記されました。

このことは、化粧品の全成分表示を行うにあたっては、同じ成分であれば同じ表示名称を用いることが望ましいとの考えからこのような事項が盛り込まれたものと理解しております。

日本化粧品工業連合会と致しましては、化粧品において全成分表示が法的に義務付けられることに備えて、早速、平成10年9月に「全成分表示名称委員会」を設置して表示名称作成作業に着手しました。

そして、平成11年4月30日付で「日本化粧品工業連合会全成分表示名称委員会」名をもって、「日本化粧品工業連合会表示名称命名法通則」を公表し、これに沿って表示名称作成作業を行ってまいりました。

しかしながら、従来から推進しております表示名称とINCI名との1：1対応を徹底していくとともに、表示名称作成作業の迅速化をはかっていく必要性が高まってきたことから、表示名称を作成するものはINCI名が既に存在しているもの又は新たに取得されたものであること、また、表示名称は、「原料の商品名」に対してではなく、「INCI名」に対して作成する、との考え方を基本として作業を進めていくことに致しました。

そのための対応として、昨年12月に表示名称作成の申込書を、「化粧品の全成分表示のための名称作成申込書について」に変更し、記載していただく内容の簡素化を図りました。

さらに、上記「日本化粧品工業連合会表示名称命名法通則」の見直しを行い、その内容について大幅に修正するとともに、その呼称も「日本化粧品工業連合会表示名称作成ガイドライン」に変更し、このたび正式に公表させていただく

ことに致しました。これによって、表示名称については、INCI名を翻訳又は音訳するとの当委員会の作成方針の明確化をはかり、作業の効率化につなげていきたいと考えております。

名称作成の申し込みにあたりましては、上記の状況をご了解賜りますとともに、新たなガイドラインの内容を十分ご理解の上、お申込みいただきますようお願いする次第です。

なお、巻末に、INCI名作成にあたっての考え方が示されたものでありますCTFA（米国化粧品工業会）編集・発行の「ICID(International Cosmetic Ingredient Dictionary and Handbook) Ninth Edition 2002」のセクション E 及び F の邦訳を参考資料として添付致しましたので、あわせてご高覧いただければ幸いに存じます。

平成14年2月27日

日本化粧品工業連合会

全成分表名称委員会

委員長 浜口正巳

日本化粧品工業連合会表示名称作成ガイドライン目次

日本化粧品工業連合会表示名称作成ガイドライン	3
I. 目的	3
II. 用語	3
II-1. 表示名称	3
II-2. 表示名称リスト	3
II-3. INCI 名	3
III. 表示名称	3
III-1. 翻訳の方法	4
III-2. 音訳の方法	5
III-3. 元素記号及び略号	6
III-4. 表示名称に用いる文字	6
III-5. 連続する略号と元素記号の取扱い	7
III-6. 括弧及びスラッシュを使用する表示名称	7
附 則	8
I. 表示別名称	8
II. 製品への表記について	8
II-1. 元素記号及び略号	8
II-2. 「オクチル」及び「オクタン酸」の語	8
III. CTFA の INC への申し入れ	8
<参考資料>	
ICID(International Cosmetic Ingredient Dictionary and Handbook) Ninth Edition 2002 Section E 及び F の邦訳	13

日本化粧品工業連合会表示名称作成ガイドライン

I. 目的

本ガイドラインは、化粧品の全成分表示に用いる表示名称作成のためのガイドラインである。

II. 用語

II-1. 表示名称

「表示名称」とは、日本化粧品工業連合会（以下「粧工連」と略。）が定めた化粧品の全成分表示に用いる成分の名称である。

II-2. 表示名称リスト

「表示名称リスト」とは、平成13年3月6日付医薬発第163号・医薬監麻発第220号厚生労働省医薬局審査管理課長並びに同監視指導・麻薬対策課長連名通知「化粧品の全成分表示の表示方法等について」の記の1の（1）に示されている「日本化粧品工業連合会作成の『化粧品の成分表示名称リスト』」に相当するものである。

II-3. INCI名

「INCI名」とは、Cosmetic, Toiletry, and Fragrance Association（米国化粧品工業会。以下「CTFA」と略）の International Nomenclature Committee（国際命名法委員会。以下「INC」と略）において International Nomenclature of Cosmetic Ingredient（化粧品原料国際命名法。以下「INCI」と略。）にしたがって作成された化粧品成分の国際的表示名称である。

III. 表示名称

表示名称は、対応する INCI 名を III-1. に基づき翻訳して作成するが、対応する INCI 名が化学名でない場合は III-2. に基づき音訳して作成することを原則とする。

ただし、III-3. 元素記号及び略号に定めた英名及び INCI 名に該当する場合は、これらに対応する元素記号及び略号を用いて作成する。

III-1. 翻訳の方法

INCI 名を化学辞典に用いられている用語等に基づいて翻訳するが、その際下記の 1. ~ 4. に該当する場合は、これらにしたがって表示名称を作成する。

1. 植物由来成分、発酵産生物及び培養物については、次の考え方にに基づき名称を作成する。

(1) 植物由来成分

表示名称に採用する植物名は、図鑑、事典等で確認できる名称を用い、原則として次の順位にしたがって作成する。

- ・第一順位： 和名
- ・第二順位： 英名
- ・第三順位： 学名（属・種までを音訳）

(2) 発酵産生物及び培養物

「Ferment」に対応する翻訳として、原則として発酵物（発酵液）又は培養物（培養液）の語句を用いて作成するが、その選択の基準は次のとおりとする。

- ・発酵物：細菌や酵母のような微生物を基質に作用させた結果得られる発酵液から、乾燥、抽出等によって得られるもの。
- ・培養物：ある特定の微生物を得るために培養して得られた菌液やろ過物。

2. 次の語句については、ICID（International Cosmetic Ingredient Dictionary and Handbook）9版の Nomenclature Conventions にならい、翻訳せずに音訳する。

(1) グリセリズ

「グリセリンエステルのうち、モノ、ジ又はトリエステルの混合物」を意味するところの「glycerides」の語句は、「グリセリズ」と音訳する。

(2) アクリレーツ

「アクリル酸、メタクリル酸又はそれらのアルキルエステルの中から選ばれる 1 種以上のモノマーであって、そのアルキル基の炭素数が 4 以下のもの」を意味するところの「acrylates」の語句は、「アクリレーツ」と音訳する。

3. 一般に、酸とアルコールのエステルは、そのエステルを構成する酸、次に構成するアルコールの順に組み合わせ、「エステル」の語は省略して作成することを原則とするが、官能基としての性質を残していると考えられる酸については、名称の後半に置く。

4. 有機合成色素のうち、医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令（昭和41年厚生省令第30号）等で定める有機合成色素の表示名称は、次のように作成する。

省令に記載された名称	表示名称
赤色2号及びそのアルミニウムレーキ	赤2

Ⅲ－2. 音訳の方法

音訳は、原則として、平成3年5月2日付薬新薬第23号厚生省薬務局新医薬品課長通知を参考とした次の音訳法則により作成する。ただし、略号については、音訳せずに、そのままアルファベットで作成する。

1. 原則として、すべての文字を省略することなく音訳するものとする。ただし、末尾の e は、酵素の場合を除き、一般にこれを音訳しないものとする。
2. 原則として、子音の次の母音は、当該子音と組み合わせて音訳するものとする。
3. 2以外の場合は、原則として一文字毎に音訳するものとする。ただし、ch、ph、qu、th は、それぞれ一つの子音とみなし、また、同一又は類似の発音の子音が重なった場合は、一つの子音と見なすことがある。
4. 2及び3にかかわらず母音が2つ以上連続する場合のうち ae、oe、はそれぞれ e とみなして音訳するほか、eu はユー、ia はヤ、ou はウと音訳し、io については iod になった場合のみヨーと音訳するものとする。
5. 音訳にあたっては、別表1の音訳表の例による。
6. その他の留意事項
 - (1) 音訳する場合、原則として片仮名を用いるものとする。また促音、長音符は原則として用いない。-ac、-nox はアク、ノクスと音訳する。
 - (2) -mer はマーと音訳する。
 - (3) m の単独音は、子音字のうち、b、f、m、p、ph が次にくる場合はンと音訳する。
 - (4) X の単独音は、次に子音字がくる場合はクスまたはキスと音訳し、単語末尾のときはクスと音訳する。
 - (5) 長音符について、次の語尾は長音化する。

al(ア)ール、 ase(ア)ーゼ、 ate(ア)ート、 fur(フ)ール、 ol(オ)ール、
ole(オ)ール、 ose(オ)ース、 ot(オ)ート

Ⅲ－３．元素記号及び略号

１．元素記号

下表の INCI 名は、元素記号を用いて作成する。

INCI 名	元素記号
Aluminum	A l (A L)
Barium	B a
Calcium	C a
Lithium	L i
Magnesium	M g
Potassium	K
Sodium	N a

２．略号

下表の INCI 名は、略号を用いて作成する。

INCI 名	略号
Butylene Glycol	BG
Dimethyl Ether	DME
Petroleum Distillates	LPG
Polyethylene Terephthalate	PET

Ⅲ－４．表示名称に用いる文字

表示名称は、原則として漢字、片仮名、数字及びアルファベットを用いて作成する。

ただし、下表の INCI 名等については、ギリシャ文字を使用する。

INCI 名	使用文字
ALPHA	α
BETA	β

GAMMA	γ
-------	----------

なお、上記Ⅲ－３．元素記号及び略号の 1. で示した元素記号の前に数を規定する名称の場合、その数は、算用数字で表す。

Ⅲ－５．連続する略号と元素記号の取扱い

附則別表 3 に示す略号と上記の元素記号が連続する場合は、間に「－」（ハイフン）を入れる。

Ⅲ－６．括弧及びスラッシュを使用する表示名称

次の場合は、表示名称中に括弧を用いる。

1. 共重合体のような高分子化合物については、その構成成分全体を括弧で括り、括弧内でそれぞれの構成成分を「/」（スラッシュ）で繋ぐ。なお、構成成分の記載の順序は、I N C I 名の記載順序にならう。
2. 混合脂肪酸の化合物については、その構成脂肪酸全体を括弧で括り、括弧内でそれぞれの構成脂肪酸を「/」（スラッシュ）で繋ぐ。なお、構成成分の記載の順序は、I N C I 名の記載順序にならう。また、脂肪酸の結合数が共通の場合は、その結合数を表す語句は、括弧の前に記載する。
3. 塩類については、2 種以上の塩基根を含む場合は、その塩基根全体を括弧で括り、括弧内でそれぞれの成分を「/」（スラッシュ）で繋ぐ。

以 上

附 則

I. 表示別名称

表示別名称は、平成16年4月30日をもって「化粧品の成分表示名称リスト」からすべて削除する。

II. 製品への表記について

II-1. 元素記号及び略号

別表2. の左欄に記載された元素記号を含んでいる表示名称は、元素記号を右欄に記載された元素名に置き換えて成分名を表記することができる。また、別表3. の左欄に記載された略号を用いた表示名称は、右欄に記載された片仮名の名称に代えて表記することができる。

ただし、「PEG」は、「ポリオキシエチレン」と「ポリエチレングリコール」の略号であり、「PPG」は、「ポリオキシプロピレン」と「ポリプロピレングリコール」の略号である。したがって、表示名称中の「PEG」あるいは「PPG」を邦文に代えて表記する場合は、本質に合わせて、「ポリオキシエチレン」又は「ポリエチレングリコール」あるいは「ポリオキシプロピレン」又は「ポリプロピレングリコール」と使い分ける必要がある。

また、無機塩のように、元素名に算用数字を付記した表示名称において、元素名を片仮名に代えて表記する場合は、算用数字は漢数字に代えて表記する。

II-2. 「オクチル」及び「オクタン酸」の語

分岐構造をもつ「オクチル」の語は「エチルヘキシル」に、分岐構造をもつ「オクタン酸」の語は「エチルヘキサン酸」にそれぞれ代えて表記できる。

III. CTFA の INC への申し入れ

INCI 名等が不適当と判断される場合には、全成分表示名称委員長の責任において CTFA の INC に申し入れを行う。

以 上

別表1 音訳表

文字	単独音	a	i. y	u	e	o	備考
a	ア	ー	ー	オー	eとみなす	ー	
b	ブ	バ	ビ	ブ	ベ	ボ	
c	ク	カ	シ	ク(キュ)	セ	コ	備考①
d	ド	ダ	ジ	デュ	デ	ド	
e	エ	ー	ー	ユー(オイ)	ー	ー	
f	フ	ファ	フィ	フ	フェ	ホ(フォ)	備考②
g	グ	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	
h	ー	ハ	ヒ	フ(ヒュー)	ヘ	ホ	
i	イ	ヤ	ー	ー	ー	イオ(ヨー)	
j	ジ	ジャ	ジ	ジュ	ジェ	ジョ	
k	ク	カ	キ	ク	ケ	コ	
l	ル	ラ	リ	ル	レ	ロ	備考③
m	ム, ン	マ	ミ	ム	メ	モ	
n	ン	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	
o	オ	ー	ー	ウ	eとみなす	ー	
p	プ	パ	ピ	プ	ペ	ポ	備考④
q	ー	ー	ー	ク	ー	ー	
r	ル	ラ	リ	ル	レ	ロ	
s	ス	サ(ザ)	シ(ジ)	ス(ズ)	セ(ゼ)	ソ(ゾ)	
t	ト	タ	チ	ツ	テ	ト	
u	ウ	ー	ー	ー	ー	ー	
v	ブ	バ	ビ	ブ	ベ	ボ	
w	ウ	ワ	ウィ	ウ	ウェ	ウオ	
x	クス(キス)	キサ	キシ	クス	キセ	キソ	
y	イ	ヤ	ー	ユ	エ	ヨ	
z	ズ	ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ	
ch	ク	カ(チャ)	チ	チュ(キュ)	ケ(チェ)	コ	
ph	フ	ファ	フィ	フ	フェ	ホ(フォ)	
qu	ク	クァ(カ)	キ	ー	クェ(ケ)	クォ(コ)	
th	ト(ス)	タ	チ	ツ	テ	ト	
sc	スク	スカ	シ	スク	セ	スコ	
sh	シュ	シャ	シ	シュ	シェ	ショ	

注：()内は例外的なものを示す。

備考：① Ch は k と同じ。
Cou はクと音訳。例：クマリン
(COUMARIN)
② Ff は f と同じ。
③ Ll は l と同じ。

④ ph は f と同じ。
例：フェノキシイソプロパノール
(PHENOXYISOPROPANOL)

別表 2

元素記号	元素名
Li	リチウム
Na	ナトリウム
K	カリウム
Mg	マグネシウム
Ca	カルシウム
Ba	バリウム
Al (AL)	アルミニウム

別表 3

略号	名称
AEEA	アミノエチルエタノールアミン
AMP	アミノメチルプロパノール
AMPD	アミノメチルプロパンジオール
BG	1, 3-ブチレングリコール
BHA	ブチルヒドロキシアニソール
BHT	ジブチルヒドロキシトルエン
CHDM	シクロヘキサンジメタノール
DBM	マレイン酸ジブチル
DEA	ジエタノールアミン
DEDM	ジエチロールジメチル
DIBA	ジヒドロキシイソブチルアミン
DIPA	ジイソプロパノールアミン
DMAPA	ジメチルアミノプロピルアミン
DMDM	ジメチロールジメチル
DME	ジメチルエーテル
DMPA	ジメチロールプロピオン酸
DNA	デオキシリボ核酸

略号	名称
DPG	ジプロピレングリコール
DVB	ジビニルベンゼン
EDTA	エデト酸
EDTHP	エチレンジアミンテトラヒドロキシプロピレン
EDTMP	エチレンジアミンテトラメチルホスホン酸
HCl(HCL)	塩酸
HDI	ヘキサメチレンジイソシアネート
HEDTA	エチレンジアミンヒドロキシエチル三酢酸
HEMA	メタクリル酸ヒドロキシエチル
IPDI	イソホロンジイソシアネート
LPG	液化石油ガス
MA	無水マレイン酸
MDM	モノメチロールジメチル
MEA	モノエタノールアミン
MEK	メチルエチルケトン
MIBK	メチルイソブチルケトン
MIPA	モノイソプロパノールアミン
PABA	パラアミノ安息香酸
PCA	ピロリドンカルボン酸
PEG	ポリエチレングリコール
PEG	ポリオキシエチレン
PEI	ポリエチレンイミン
PET	ポリエチレンテレフタレート
PG	プロピレングリコール
PPG	ポリオキシプロピレン
PPG	ポリプロピレングリコール
PTFE	ポリテトラフルオロエチレン
PVP	ポリビニルピロリドン

略号	名称
RNA	リボ核酸
SE	自己乳化型
SIP	スルホイソフタル酸
SMDI	メチレンービス (イソシアナトシクロヘキサン)
TAED	テトラアセチルエチレンジアミン
TDI	トルエンジイソシアネート
TEA	トリエタノールアミン
TIPA	トリイソプロパノールアミン
TMP	トリメチロールプロパン
VA	酢酸ビニル
VP	ビニルピロリドン

<参考資料>

ICID(International Cosmetic Ingredient Dictionary and Handbook) Ninth Edition 2002

Section E 及び F の邦訳

E. 命名の決まり

化粧品成分の INCI 名を決定するために用いる決まりを以下に列記する。これらの決まりは、継続的に見直され、業界の変化及び新規成分の開発により必要に応じて改正される。

一般的な決まり

1. できる限り簡潔な化学名を使用する。
2. 一般に認知されている化学略語が適用できる場合は、それを使用する。本書で使用する略語の一覧は、「F.略語」に示す。
3. 慣用的な基幹名は、他の命名体系と矛盾のない場合、連結形としてそのまま残す。
4. その成分の複雑性や類似性のため、他に適切な命名法がない場合に限り、名称と数字を組み合わせたものを INCI 名として使用する。基幹名は、構造又は組成を示唆するものとする（例：Polysilicone-1）。
5. U.S.Pharmacopeia (USP) [米国薬局方]、National Formulary (NF) [国民医薬品集] 及び Food Chemicals Codex (FCC) [米国食品添加物公定書] で既に使用されている特殊な名称は、ほとんどの場合、そのまま INCI 名として使用する。
6. 命名を簡略化するために、United States Adopted Names Cumulative List. 1990. (USAN) [米国採択名称] の略語及び基準が適用できる場合は、それらを使用する。
7. 一般に認知されている情報源に収載されている物質と類似する化合物については、できる限り当該物質に類似した名称を付ける。
8. 着色剤以外の成分の名称の末尾に数字を付す場合は、通常数字の前にハイフン

を付ける。名称にハイフンのついた物質の誘導体の命名については、元のハイフンをそのまま残す。

9. 水和状態は、通常記述されない。
10. 複数の物質を混合して得られた成分の命名は、多いものから順に各成分を列記する。
11. 市販の原材料に含まれている抽出物以外の水、エタノール、その他の希釈剤や溶媒は、一般に INCI 名には含まれない。
12. 米国で販売される製品において、「and other ingredients」の表現は 21 CFR 701.3 及び 720.8 (a) に定められた手続きにしたがって Food and Drug Administration [米国食品医薬品局] が非公開にすることを認めた場合に限り、「表示」中に使用できる。欧州連合で販売される製品については、Commission Directive 95/17/EC (1995 年 6 月 19 日) に準拠して非公開の認可を受けている成分は、加盟国当局により指定される 7 桁の番号で特定する。
13. INCI 名の使用促進と明解化のために、INCI 名は大文字を使用するとともに句読点の使用はできるだけ控えられている。
14. 新しい命名法を採用する場合は、必ず本規則に合致する最も短い名称を使用するようあらゆる努力が払われている。
15. CTFA は、消費者がより命名に関する情報を得られるよう、場合によっては特定の命名法を提供する権利を有する。

個別の決まり

アルカノールアミド類

16. アルカノールアミド類は、個々のアルキルアミド基幹名及び適切な略語、例えば MEA、DEA を用いて命名する。

アルコキシル化物

17. アルコキシル化物の命名には、アルコキシル化度を含めることとし、酸化エチレン及び酸化プロピレンの平均付加モル数として示す。エトキシル化物は、通

常平均分子量で表現されるが、下表を用いて平均分子量をモル数に変換する。

平均分子量	平均付加モル数
100	2
200	4
300	6
400	8
450	9
500	10
600	12
1000	20
1540	32
1800	36
2000	40
3000	60
4000	75
6000	150
8000	180

エトキシ化化合物の Technical/other names に含まれる数字のうち、括弧内の数字は酸化エチレンの平均付加モル数を示す（例：Polyethylene Glycol(40)）。また、括弧のついていない数値は平均分子量を示す（例：Polyethylene Glycol 2000）。

- 18a. エトキシ化アルコール類は、慣用アルコール基幹名に「eth-」を付し、その後ろに酸化エチレンの平均付加モル数を付けて名称とする。
プロポキシ化アルコール類は、PPG 誘導体として名称を付ける（例：PPG-10 Lauryl Ether）。
- b. 「Alkoxynol-n」という語句は、エトキシ化アルキルフェノールに使われ、n は酸化エチレンの平均付加モル数である。下表は、アルキル基とアルコキシノール基幹の対照表である。

アルコキシノール名	アルキル基
Octoxynol	Tetramethylbutyl
Nonoxynol	Nonyl
Dodoxynol	Dodecyl 又は Tributyl
Pentadoxynol	Pentadecyl

- 19a. エトキシ化化合物のうち、ポリエチレングリコール部分が上述のように命名されないものは、頭文字をとって「PEG」と略す。この略語の後ろに、酸化エチレンの平均付加モル数を付す。
- b. ポリプロピレングリコールは、頭文字をとって「PPG」と略す。この略語の後ろに、酸化プロピレンの平均付加モル数を付す。
- c. ポリエチレンイミンは、頭文字をとって「PEI」と略す。この略語の後ろに、エチレンイミン(アジリジン)の平均付加モル数を付す。
- d. エチレングリコール及びプロピレングリコールのホモポリマーは、それぞれ PEG-X 及び PPG-X と名付ける。なお、X は、アルコキシ化物の平均重合度である。エチレンイミンのホモポリマーは、PEI-X と名付ける。X は、エチレンイミンの平均重合度である。
- e. アルコキシ化エステル類は、PEG 及び PPG 誘導体として名称を付ける(例:PPG-10 Stearate)。
- f. PEG 及び PPG 重合体あるいはその誘導体で、末端の一級アルコール (-CH₂OH) がカルボキシル基 (-COOH) に酸化されている場合は、元のポリマーの母体名に「carboxylic acid (カルボン酸)」又は「carboxylate」を付け加えた名称とする(例:末端がカルボン酸に酸化された PEG-10 は、PEG-10 Carboxylic Acid と命名)。
- g. ポロキサマー(Poloxamer)類、メロキサポール(Merxapol)類及びポロキサミン(Poloxamine)類は、上述の決まり 6. にしたがって命名する。「Poloxamer」という語句は、末端がポリエチレングリコールになっているポリプロピレングリコールから成るブロックコポリマーを指す。「Merxapol」という語句は、末端がポリプロピレングリコールになっているポリエチレングリコールから成る

ブロックコポリマーを指す。「Poloxamine」という語句は、N,N,N',N'位にポリプロピレングリコール及びポリエチレングリコールを有するエチレンジアミンのブロックコポリマーを指す。

- h. 19g.のように命名されないポリエチレングリコールとポリプロピレングリコールのブロック及びランダムコポリマーは、PEG/PPG-X/Y Copolymer と命名する。X は、平均エトキシシル化値、Y は平均プロポキシシル化値である（例:PEG/PPG-240/60 Copolymer）。

配列（ブロックあるいはランダム）及び末端基は、各成分のモノグラフ定義中に記載する。

アルキル基

20. 類似物質（例えば、脂肪酸類、脂肪族アルコール類）の混合物から成る成分の命名は、購入時の原材料の化学的同一性に基づいて決定する。天然資源から得られる元の成分分布が反映されている混合物については、元の天然資源の基幹名を使用して命名する（例:Coconut Alcohol）。
- 元の天然の成分分布が大幅に削減あるいは増強している混合物については、主成分に基づいて命名する。
21. 偶数個の炭素の直鎖長画分の混合物を含有する物質は、適切に常用されている脂肪族基幹名を使用して命名する。
22. 「Pareth」という語句は、偶数個および奇数個の両方の炭素の鎖長画分を含むエトキシシル化パラフィンアルコール類に適用する。
23. 直鎖アルキル基は、常用されている基幹名で表す。下表は、直鎖脂肪酸類及び直鎖アルコール類に適用される命名法である。

飽和：

鎖長	酸	アルコール
C6	Caproic	Hexyl
C7	Heptanoic	Heptyl
C8	Caprylic	Caprylyl

C9	Pelargonic	Nonyl
C10	Capric	Decyl
C11	Undecanoic	Undecyl
C12	Lauric	Lauryl
C13	Tridecanoic	Tridecyl
C14	Myristic	Myristyl
C15	Pentadecanoic	Pentadecyl
C16	Palmitic	Cetyl
C17	Margaric	Heptadecyl
C18	Stearic	Stearyl
C20	Arachidic	Arachidyl
C22	Behenic	Behenyl

不飽和：

鎖長	酸	アルコール
C11	Undecylenic	Undecylenyl
C16	Palmitoleic	Palmitoleyl
C18	Oleic	Oleyl
C18	Linoleic	Linoleyl
C18	Linolenic	Linolenyl
C20	Arachidonic	Arachidonyl
C22	Erucic	Erucyl

24. 分岐鎖アルキル基は、一般に、相当する直鎖アルキル基の慣用基幹名の前に接頭語「iso」を付けて表わす（例: Isostearyl Alcohol、Isocetyl Alcohol）。
- この決まりの主な例外は、ゲルベアルコール類の命名である。ゲルベアルコール類は、化学的に名称を付ける（例: Octyldodecanol、Decyltetradecanol）。
25. 下表は、カプロン酸、カプリル酸及びカプリン酸の誘導体の命名法を明確にするためのものである。

鎖長	基幹名	酸	エステル
C6	Capro	Caproic	Caproate
C8	Capryl	Caprylic	Caprylate
C10	Capr	Capric	Caprate

鎖長	アシル	アルキル	アンホ
C6	Caprooyl	Caproyl	Caproo
C8	Capryloyl	Caprylyl	Caprylo
C10	Caproyl	Capryl	Capro

両性化合物

26. 「ampho」という語句は、イミダズリン中間体から誘導される両性界面活性剤の命名法において連結語として使用されてきた。これらの化合物の命名に際しては、この語句を置換基に対する適切な基幹名と組み合わせる（例:Sodium Cocoamphoacetate）。

生体物質

27. 生体物質は、分離、精製及び化学的特徴づけがなされたときは、個々に具体的に名称を付ける（例:Hyaluronic acid）。

生体物質の一般的命名は、物質の加工精製程度にしたがう（例:Glycosaminoglycans 又は Spleen Extract）。

バイオテクノロジー〔生物工学物質〕

28. 生物工学物質とは、細菌又は酵母等の微生物が基質に対して作用することによって由来する物質であり、発酵、代謝、加水分解、溶解又はその他の過程により物質を生成する。この過程には、栄養物及び酵素等他の物質が使用されることもある。生成物は、培養物又は発酵物と称する。発酵物は、最終生成物を得るために、抽出、ろ過及びその他の方法によりさらに加工されることもある。

生物工学物質に INCI 名を付けるための決まりは以下の通りである。

- a. 発酵物又は培養物から生成した最終産物に常用名又は通常名がある場合は、

常用名又は通常名を使用してもよい（例:Yogurt、Gellan Gum、Xanthan Gum）。

- b. 最終産物に常用名又は通常名がない場合は、微生物の属名の後にスラッシュ（/）を付け、その後ろに基質名（該当があれば）、さらに「ferment」という語句を付けて名称とする。基質は、常用名、通常名又はその他の技術的な名前でも表わす（例:Lactococcus/Carrot Ferment）。

微生物の属名のみを使用すると誤解され易い場合や、明確化のために種名が必要な場合は、微生物の属名と種名の両方を使用してもよい（例:Candida Bombicola Ferment）。

- c. 発酵物中の特定の複数の成分類が、かなりの程度まで単離、精製され、分析的証拠が示される場合は、それらの成分に対する総称を使用してもよい（例:Glycosphingolipids、 Beta-Glucan、 Dextran）。

植物由来成分

29. 植物由来成分とは、植物から直接得られる化粧品成分である。一般に、これらの成分は化学的修飾を受けていないもので、抽出物、液汁、芳香水、水蒸気蒸留水、粉末、油、ワックス、ゲル、樹液、タール、ガム質、不けん化物及び樹脂等である。

- a. 植物由来成分の INCI 名は、Linné 体系又はラテン二名式命名法に基づいて植物の属及び種を用いて付ける。同一の属/種に分類されるものがいくつかある場合は、変種名又は亜種名を属/種名に付け加えてもよい。
- b. 成分が植物の交雑種に由来するもので、一般に認知されている Linné 名がない場合は、INCI 名は交雑種を生成するのに使用した両植物の Linné 名を反映するものとし、Linné 名の間にはスラッシュ（/）を入れる（例:Rubus Fruticosus/Idaeus Extract）。
- c. 植物由来成分のラテン二名式による名称を決めるのに使用する一次資料は、次の通りである。

・ Penso. G., *Index Plantarum Medicinalium Totius Mundi Eorumque Synonymorum*, O.E.M.F. Milano (1983)-ISBN No. 88-7076-027-8.

- d. 二次資料は、次の通りである:

- Gleason, H. A., *The New Britton and Brown Illustrated Flora of the Northeastern United States and Adjacent Canada*, Lancaster Press, Lancaster, PA (1952).
- Hoppe, H.A., *Drogenkunde*, 8th Edition, Walter de Gruyter, Berlin. Volume 1 (1957) ISBN No. 3-11-003849-8, Volume 2 (1977) ISBN No. 3-11-006660-2.
- Mabberley, D.J., *The Plant Book- A Portable Dictionary of Higher Plants*. Cambridge (1992)- ISBN No. 0-521-34060-8.
- *The New Encyclopaedia Britannica*, 15th Edition (1976).
- Steinmetz, E.F., *Codex vegetabilis*, Amsterdam (1957).
- *The United States Dispensatory*, 25th Edition (1955).

30. 植物由来成分のハーモナイズされた INCI 名は、上述で決められたようにラテン二名式で命名し、その後ろに括弧内に常用名（広く認知されている場合）、さらにその後ろに植物部位（該当があれば）及び調製法を付記したものとする（例:Prunus Persica (Peach) Leaf Extract）。

植物由来成分については、EU は現在 Linné 体系を使用しており、上述で決められたように INCI 表示名を決定するのに植物の属/種のみを使用する。同一の属/種に分類される物質がいくつかある場合は、Linné 体系の変種名又は亜種名を表記してもよい。

31. 抽出物の INCI 名は、抽出して得られた物質に対して付けるものであり、商品名のある原料中に存在する抽出溶媒及び希釈液は、第 2 節「Technical/TradeName/INCI Names」（略）で一覧にしている。商品名のある原料は、第 2 節の商品名の下に記載の混合物の各成分を、主要なものから順に列記して名称とする。

セラミド類

32. INCI 名の一部である ceramide という語句は、皮膚由来の天然脂質で Philip W. Wertz, Ph.D., Marion C. Miethke, M.D., Sherri A. Long, M.D., John M. Strauss, M.D. 及び Donald T. Downing, Ph.D. による「The composition of ceramides from human stratum corneum and from comedones」, *The Journal of Investigative Dermatology*, 84

410-412 (1985)」に報告された種類及び構造に対して使用する。

- a. Wertz が報告した天然セラミドの多くの構成成分のうちのいずれかと同一の合成 N-アシル化スフィンゴイド塩基は、ceramide という語句の後ろに数字（例:Ceramide 3）又は数字とローマ数字（例:Ceramide 6II）を付けて INCI 名とする。INCI 名の一部としての ceramide という語句は、Wertz が述べる多くの天然セラミドのうち少なくとも 1 つのエリトロ異性体を主成分として含有する合成 N-アシル化スフィンゴイド塩基のみに使用する。なお、主成分とは、混合物中の類似の構造及び関連する組成を有する他の合成物質と比較して最も高濃度で存在する成分である。
- b. エリトロ配置を有しないか、あるいは Wertz が述べた天然セラミドの構成成分ではない合成 N-アシル化スフィンゴイド塩基の命名には、ceramide という語句を使用しない。そのような場合は、ケースバイケースで国際命名法委員会（INC）で決める化学名又はその他適切な名称を INCI 名とする。INC は、合成 N-アシル化スフィンゴイド塩基がエリトロ異性体であるか、もしくは組成が上記の基準に一致することを述べた陳述書で、INCI 名の指定を請求する者の署名入り陳述書を承認する。

着色剤

- 33a. 米国で販売される製品に使用できる着色剤は、Title 21 of the U.S. code of Federal Regulations (21 CFR) [タイトル 21. 米国連邦取締規則] に記載されている。バッチ認可の必要な着色剤の INCI 名は、1985 年 6 月 6 日付けの米国官報（50 FR 23815）に記載されているとおりの略名である。
略名表示名には、製品の「表示」中にある「FD&C」、「D&C」、「No.」及び「Aluminum, Zirconium, etc.」等のレーキの種類を含めない。例えば、バッチ認可着色剤 FD&C Blue No. 1 Aluminum Lake の INCI 名は Blue 1 Lake となる。
- b. 検査証明のない商品を識別するために、米国 FDA バッチ認可着色剤に対する別の命名法が追加されている。
- c. 1997 年 1 月 18 日に改正された EC 化粧品指令 76/768/EEC の附属書 IV に記載されている着色剤には、別の INCI 名が設定されている。これらの名称は、欧

州連合（EU）の全加盟国における化粧品の「表示」に使用しなければならない。

- d. 日本の「医薬品等に使用できるタール色素を定める省令（1966 年省令第 30 号、改正 1972 年厚生省令第 55 号）」で許可されている合成有機着色剤には、別の INCI 名が設定されている。
34. 酸化染料は、21 CFR にしたがって命名する。21 CFR に収載されていないものは、化学構造に基づいて名称を付ける。
35. プレフォームド染毛剤（永久染毛剤以外のもの）は、21CFR にしたがって名称を付ける。21 CFR に収載されていないプレフォームド染毛剤には、カラー・インデックス名を付ける。21 CFR にもカラー・インデックスにも収載されていないプレフォームド染毛剤は、構造に基づいた化学名を割り当てる。化学名が非常に複雑な場合は、任意の色/数字を指定し、その前に「HC」の文字を付けて名称とする。

なお、上記の HC INCI 名は、これらの成分が 21CFR 又はカラー・インデックスに収載され名称を付けられるまでの暫定的なものである。

変性アルコール

- 36a. 米国で販売される製品に使用する Specially Denaturated(SD))Alcohols [特別変性(SD)アルコール]は、Title 27 of the U.S. code of Federal Regulations (27 CFR)[タイトル27—米国連邦取締規則]に準拠して命名する。各 SD アルコールの製造に使用する変性剤は、第1節のモノグラフに指定する。これらの SD アルコールを使用する製造業者は、認可用途、制限及び変更案について、27 CFR 及び米国官報を照会しなければならない。
- b. INCI 別名である Alcohol Denat.は、欧州連合（EU）加盟国で販売される製品のために設定されたものである。Alcohol Denat.とは、EU加盟各国の国内法に準拠して変性させたエタノールである。27 CFR に準拠して変性させ米国内で使用されるエタノールについても Alcohol Denat.という INCI 名を使用できる。追加情報については、ページ xvi の A.「規制及び成分使用の情報」(略)を参照のこと。

グリセリド類

37. 「Glyceride」の語句は、モノグリセリドを表わすのに使用されている。モノ-、ジ-、及びトリグリセリドの混合物は「Glycerides」とする。トリグリセリド類には、それぞれ個別の名称を付ける（例:Tristearin）。

イミダゾリン類

38. アルキルイミダゾリン化合物のアルキル部分を表すには、常用の脂肪（族）基幹名を使用する（例:Lauryl Hydroxyethyl Imidazoline）。
- これは、製造時に脂肪（族）ラジカルの1炭素原子が複素環の一員になる場合にもあてはまる。

ラノリン誘導体

39. ラノリン誘導体の名称には、通常基幹名「lan」を含める。

無機物

- 40a. 天然の無機物で明確な化学組成又は物性を有するものは、出版されている下記のような鉱物学の書物中に規定されている命名法にしたがって命名する。ただし、書物はこれらに限定されているわけではない。
- Cornelis Klein and Cormelius S. Hurtbut, Jr., *Manual of Mineralogy* (after James D. Dana), Twenty-First Edition (1985), John Wiley & Sons, Inc., New York.
 - Carmichael, Robert S., *CRC Practical Handbook of Physical Properties of Rocks and Minerals* (1989), CRC Press, Inc., Boca Raton, FL 33431.
 - Schumann, Walter, *Gemstones of the World*, (1997), Sterling Publishing Co., Inc., New York.
- b. 天然由来の物質で、無機物の混合物であるものは、砂、粘土、沈泥等の常用名及びその他の類似語を使用して個別に命名する。そのような物質は、文献中に記載され、化学組成及びその他の物性が明確であることが証明できれば、地理的な起源にちなんで命名してもよい。

ポリマー類

41. ポリマーは、良く知られているものであれば、常用的に使用されている名称にしたがって、また明確な構造であればその構造から名称を付ける。常用名がなく、構造が充分解析されていないポリマー類は下記に示すようにその起源にしたがって命名する。
- ホモポリマー（構成モノマーが 1 種類）は、構成モノマーの前に「poly」という語句をつけた名称とする（例:Polyisobutene）。
 - 共重合体類及び架橋重合体類（構成モノマーが 2 種類以上）はスラッシュ (/) で区切ってモノマーを列記し、それぞれ「Copolymer」又は「Crosspolymer」という語句を後ろに付ける（例:Acrylates/Acrylamide Copolymer、Acrylates/VA Crosspolymer）。
 - 4 種類以上のモノマーから成る共重合体類は、ポリマーの種類に基づく名称の後ろに任意の数字をつけて INCI 名とする（例:Polyester-1）。
- 構成モノマーは、物質のモノグラフ定義に列記する。そのような命名法は INC の裁量で認可されるが、冗長な INCI 名を短縮することを目的としたものである。
- したがって、現在この命名法が適用されるポリマーの種類は、ポリアミド類、ポリエステル類、ポリアクリレート類、ポリエーテル類及びポリウレタン類のみである。将来、必要が生じれば、その他の種類を追加することもある。
42. 「Acrylates」という語句は、アクリル酸、メタクリル酸及びそれらの単純エステルの組み合わせを含有する直鎖非架橋共重合体に対し使用する。同様に、「Crotonates」という語句は、クロトン酸及びその単純エステルの組み合わせを含有する共重合体に対し使用する。
43. 「Aminoacrylates」とは、単純アミノアクリレーツを意味し、アミノ窒素に結合した置換アルキル基が C1-4 であり、上述の定義に一致する「acrylates」であるものをいう。
44. 「Carbomer」という名称は、アクリル酸の高分子量架橋ホモポリマーに対し使用する。架橋剤は、成分のモノグラフ定義中に記載する。

四級アンモニウム塩

45. 四級アンモニウム塩は、一般にカチオンの基幹に接尾語「ium」を付ける。モノメチル置換四級窒素には、「monium」を付ける。ジメチル置換四級窒素には、「dimonium」を付ける。トリメチル置換四級窒素には、「trimonium」を付ける。

シラン類及びシロキサン類

46. シラン類及びシロキサン類は、下記の下位区分にしたがって命名する。
- シラン類は、1 個のケイ素原子又は互いに直接結合した 2 個以上のケイ素原子を含むモノマー化合物である。シランは、置換基をアルファベットの順に列記した後に適切な数値の接頭語をつけた「silane」という語句をつけることにより命名する（例:Dimethyldisilane）。
 - シラノール類[水酸基を含有するシラン類]は、ケイ素原子に結合した水酸基の数にしたがって命名する（例:silanediol、silanetriol）。
 - シロキサノール類 [水酸基を含有するポリシロキサン類]は、シロキサンに結合した水酸基の数にしたがって命名する（例:siloxanediol、siloxanetriol）。水酸基が末端位に存在する場合は、シロキサンは methiconol 又は dimethiconol として命名する。
 - 環状ジメチルシロキサン類には、「Cyclomethicone」という名称を付ける。これは 3~7 個のシロキサン単位を含有する化合物の混合物である。純粋な化合物 (>99%) については、シロキサン単位の数に基づいて命名する（例:Cyclotrisiloxane、Cycloheptasiloxane 等）。
 - 直鎖ポリシロキサン（トリメチルシロキシ基で末端がブロックされている）は、methicone 又は dimethicone の誘導体として命名する。
 - 直鎖ポリシロキサン（トリメチルシロキシ基で末端がブロックされていない）は、methicone 又は dimethicone の誘導体として名称を付け、その前に「Bis」及び末端ブロック置換基の名称を付記する（例:Bis-Phenyl Dimethicone）。
 - Silsesquioxanes は、適切に名称を付けた置換基及び末端基を付けて命名する

(例:Phenylsilsesquioxane、Trimethylsiloxymethylsilsesquioxane)。

- h. シリケート類は、適切な命名をされた置換基及び末端基を付けて命名する
(例:Trimethylsiloxysilicate)。
- i. 「Polysilicone」という語句は、常用名又はシリコン化合物の確立した命名の決まりで命名することができない複雑なシリコンポリマーに使用し、後ろに数字を付ける (例:Polysilicone-1)。

置換化合物

- 47. 一置換誘導体には、一般に接頭語「mono」をつけない。この接頭語は、あいまいさを避ける必要がある場合のみに使用する。対応する接頭語がない場合は、「mono」の意味が含まれている。例えば Glyceryl Stearate は glyceryl monostearate のことである。
- 48. 多置換誘導体には、通常適切な接頭語「di-」「tri-」、「tetra-」等を付けて表す (例 Glyceryl Distearate)。
- 49. 全てのアルキルジメチルアミノキシドにおいては、「dimethyl」は省略し、存在していると想定する (例:Stearamine Oxide)。異なる置換基を有する三級アミノキシドは、省略しないで名称を付ける (例:Dihydroxyethyl Stearamine Oxide)。

合成ペプチド

- 50a. 2～10 個のアミノ酸残基から成る合成ペプチドは、適切な接頭語「di-」、「tri-」「tetra-」等を使用し、その後に「peptide」及び任意の番号を付けて命名する (例:Dipeptide-2)。
- b. 11～100 個のアミノ酸残基から成る合成ペプチドには、「oligopeptide」の後ろに任意の番号を付ける。
- c. 100 個を超えるアミノ酸残基から成る合成ペプチドは、「polypeptide」の後ろに任意の番号を付ける。
- d. ペプチドを構成するアミノ残基は、アルファベット順に第 1 節のモノグラフ定義中に掲載する。収載されるアミノ酸残基は以下の通りである。

Alanine	Glutamine	Phenylalanine
Arginine	Glycine	Proline
Asparagine	Histidine	Serine
Aspartic Acid	Isoleucine	Threonine
Cysteine	Leucine	Tryptophan
Cystine	Lysine	Tyrosine
Glutamic Acid	Methionine	Valine

F. 略語

下記の略語のうち、一部の略語は単独または連結形で、本書における化粧品成分の名称を付けるのに使用する。その他の略語は、情報源を特定したり、または別の目的のために本文中で使用する。

AEEA	Aminoethylethanolamine	DBM	Dibutylmaleate
AMP	Aminomethyl Propanol	D&C	Drug and Cosmetic
AMPD	Aminomethyl Propanediol	DEA	Diethanolamine
BHA	Butylated Hydroxyanisole	DEDM	Diethylol Dimethyl
BHT	Butylated Hydroxytoluene	DIBA	Dihydroxyisobutylamine
CAS	Chemical Abstracts Service	DIPA	Diisopropanolamine
CD	Completely Denatured	DM	Dimethyl
CFR	Code of Federal Regulations (U.S.)	DMAPA	Dimethyl Aminopropylamine
CHDM	Cyclohexanedimethanol	DMDM	Dimethylol Dimethyl
CI	Colour Index	DMHF	Dimethyl Hydantoin
CIR	Cosmetic Ingredient Review		Formaldehyde Resin
Colipa	The European Cosmetic, Toiletry, and Perfumery Association	DMPA	Dimethylolpropionic Acid
CTFA	Cosmetic, Toiletry, and Fragrance Association	DNA	Deoxyribonucleic Acid
DATEM	Diacetyl Tartaric Acid Esters of Mono and Diglycerides	DVB	Divinylbenzene
		EDTA	Ethylenediamine Tetraacetic Acid
		EDTHP	Ethylenediamine
		EDTMP	Tetrahydroxy Propylene Ethylenediamine

	Tetramethylene Phosphonate	MEA	Monoethanolamine
EEC	European Economic Community, now known as the European Union(EU)	MEK	Methyl Ethyl Ketone
		MIBK	Methyl Isobutyl Ketone
		MIPA	Monoisopropanolamine
EINECS	European Inventory of Existing Commercial Chemical Substances	NTA	Nitrilotriacetic Acid
		OTC	Over-the-Counter
		PABA	para-Aminobenzoic Acid
ELINCS	European List of Notified Chemical Substances	PCA	Pyrrolidone Carboxylic Acid
		PEG	Polyethylene Glycol
EU	European Union	PEI	Polyethylenimine
Ext. D&C	External Drug and Cosmetic	PG	Propylene Glycol
FDA	Food and Drug Administration (U.S.)	PPG	Polypropylene Glycol
		PTFE	Polytetrafluoroethylene
FD&C	Food, Drug, and Cosmetic	PVM/MA	Polyvinyl Methyl Ether/Maleic Anhydride
GLY	Glycine		
HC	Hair Color	PVP	Polyvinylpyrrolidone
HCL	Hydrochloride	q.v.	Quod vide (Latin for "which see")
HDI	Hexyldiisocyanate		
HEDTA	Hydroxyethyl Ethylenediamine Triacetic Acid	RNA	Ribonucleic Acid
		SD	Specially Denatured
		SE	Self-Emulsifying
HEMA	Hydroxyethyl Methacrylate	SIP	Sulfoisophthalate
INC	International Nomenclature Committee (CTFA)	SMDI	Saturated Methylene Diphenyldiisocyanate
INCI	International Nomenclature Cosmetic Ingredient	spp.	non-specified species
		TAED	Tetraacetythylenediamine
IPDI	Isophorone Diisocyanate	TBHQ	tert-Butyl Hydroquinone
LCLN	Liaison Committee Labeling Nomenclature (Colipa)	TDI	Toluene Diisocyanate
		TEA	Triethanolamine
MA	Maleic Anhydride	TIPA	Triisopropanolamine
MDM	Monomethylol Dimethyl	TMMG	Tetramethoxymethylglycouril

TMP	Trimethylolpropane
U.S.	United States
VA	Vinyl Acetate
VP	Vinyl Pyrrolidone